

第五十三号議案

江戸川区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年六月十二日

提出者 江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
 条例の一部を改正する条例

（平成三十年三月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第十三条第二号の三の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の改正に伴い、指定居宅介護支援事業者が整備する記録を追加するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。